

山梨県公報

第二千七百四十二号

平成二十九年

十一月二日

木曜日

目次

- 救急病院等の認定……………七〇七
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………七〇七
- 公共測量の実施……………七〇七

告示

山梨県告示第三百四十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十九年十一月二日

山梨県知事 後藤 斎

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
甲州市立勝沼病院	甲州市勝沼町勝沼九百五十番地

二 認定期限 平成三十二年十月三十一日

山梨県告示第三百四十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十一月二日

山梨県知事 後藤 斎

公告

- 一 指定の年月日 平成二十九年十月二十四日
- 二 指定道路の位置 韮崎市藤井町駒井字砂宮神二千八百八十八番三、二千八百八十八番四、二千八百八十八番十、二千八百八十八番十一、二千九百六十八番四、二千九百六十八番十三及び二千九百六十九番五
- 三 指定道路の幅員 最大幅員六・〇メートル 最小幅員六・〇メートル
- 四 指定道路の延長 六十八・六四メートル

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により山梨県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十一月二日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 測量の種類 公共測量(基準点測量、路線測量及び現地測量)
- 二 測量の地域 北杜市須玉町若神子地内
- 三 測量の期間 平成二十九年十月二十三日から平成三十年三月十五日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番